

別表3 専門部の職務分担

(総合企画局)

1. 職能・調査部

- (1) 医療サービスに関する事項。
- (2) 医療動向の把握に関する事項。
- (3) 診療報酬に関する事項。
- (4) 医療動向や診療報酬の解釈等に関連した情報の提供に関する事項。
- (5) 医療保険の実態に関する事項。
- (6) その他医療保険に関する事項。
- (7) 介護サービスに関する事項。
- (8) 介護動向の把握に関する事項。
- (9) 介護報酬に関する事項。
- (10) 介護動向や介護報酬の解釈等に関連した情報の提供に関する事項。
- (11) 介護保険の実態に関する事項。
- (12) その他介護保険に関する事項。

2. 政策・渉外部

- (1) 会員の身分・待遇に関する事項。
- (2) 理学療法士の求人情報収集に関する事項。
- (3) 理学療法士の職域拡大に関する事項。
- (4) 理学療法士関連法規に関する事項。
- (5) リハビリテーション関係職種との連携に関する事項。医療関係団体等、他団体との交流促進に関する事項。
- (6) その他各部に属さない対外的な事項。

(事務局)

1. 総務部

- (1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項。
- (2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項。
- (3) 公印の管理に関する事項。
- (4) 本会が所有する機器、備品その他物品の整理、保管及び処分に関する事項。
- (5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項。
- (6) 協会及び本会が発行する刊行物の整理、保管に関する事項。
- (7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項。
- (8) 協会事務局及び中国ブロック理学療法士会等との連携に関する事項。
- (9) 入退会、休会等会員の取り扱いに関する事項。
- (10) 転出者、転入者の取り扱いに関する事項。
- (11) 会員の品位、その他賞罰に関する事項。
- (12) 会員名簿及び役(委)員名簿の整理、保管に関する事項。
- (13) 広島県補助金事業に関する事項。
- (14) 会員の親睦に関する事項。
- (15) 会員の慶弔に関する事項。
- (16) 保険制度などに関する事項。
- (17) その他会員の福利、厚生に関する事項。
- (18) その他各部に属さない会務に関する事項。

2. 財務部

- (1) 予算及び決算に関する事項。
- (2) 現金及び公金証書等の記録ならびに管理に関する事項。
- (3) 会費及び諸費の徴収、整理等に関する事項。
- (4) 旅費及び諸経費の支出、整理等に関する事項。
- (5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理ならびに管理に関する事項。
- (6) その他財務に関する事項。

(広報局)

3. 会員情報部

- (1) 会員に対する紙面ニュースの発行に関する事項。
- (2) 会員に対するインターネットによる情報の発信に関する事項。
- (3) インターネット関連サービスの管理に関する事項。
- (4) 求人情報の収集と公開に関する事項。

4. 普及推進部

- (1) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とする広報誌、及びその他の刊行物の発行に関する事項。
- (2) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とするインターネットによる情報の発信に関する事項。
- (3) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とする催しに関する事項。

(学術局)

5. 学会部

- (1) 広島県理学療法士学会及び中国ブロック理学療法士学会の開催に関する事項。
- (2) 理学療法の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発に関する事項。
- (3) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項。

6. 学術誌部

- (1) 「学術誌」の企画、編集及び発行に関する事項。
- (2) 学術研究の普及推進を目的とする事業の管理、運営に関する事項。

(教育局)

7. 新人教育部

- (1) 新人教育プログラムの実施に関する事項。
- (2) 新人教育プログラムの履修管理に関する事項。
- (3) 新人教育プログラム対象者に対する教育、相談など指導、援助に関する事項。
- (4) 新人（1～3年目）会員に対する新人教育プログラム以外の教育に関する事項。
- (5) 日本理学療法士協会との連携に関する事項。

8. 生涯学習部

- (1) 会員の資質の向上を図るための研修会や講習会等の開催に関する事項。
- (2) 医学全般及び多様な学術、倫理その他会員の間人性高揚のための教育に関する事項。
- (3) 臨床実習指導者に対する教育、指導及び援助その他資質の向上に関する事項。
- (4) 認定・専門理学療法士取得状況の管理に関する事項。
- (5) 研修会等における学習記録の作成に関する事項。
- (6) その他臨床教育および新人教育に関する事項。
- (7) 日本理学療法士協会との連携に関する事項。

(公益事業局)

9. 地域振興部

- (1) 高齢社会に対応した活動、調査、研究、援助ならびに協力等に関する事項。
- (2) 施設及び在宅高齢者等に対する指導、援助、協力等に関する事項。

- (3) 身体障害者(児)団体との連携、援助及び協力等に関する事項。
- (4) 地域におけるリハビリテーションの推進に関する事項。
- (5) その他保健福祉に関する事項。
- (6) 県民向け公開講座等の開催に関する事項。
- (7) 理学療法士志望者への情報提供、説明会等の開催に関する事項。
- (8) 災害発生時の支援活動に関する事項。

10. 健康・スポーツ部

- (1) 県民への健康啓発活動に関する事項。
- (2) 理学療法士の立場からの疾病予防や健康増進のための調査、研究等に関する事項。
- (3) 健康で健やかな生活を送るための啓発活動や研修会の開催、或いはリハビリテーション相談事業等に関する事項。
- (4) 身体障害者(児)の運動やスポーツ活動、療育や就学、就業等社会参加促進のための指導、援助及び協力に関する事項。